



# 令和6年度 函館市指定障害福祉サービス事業者等集団指導

## 資料2

# 監査および行政処分について



## ☆ 監査の流れについて

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情
- (3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (4) 運営指導において確認した情報
- (5) その他必要があると認められる場合

→ 確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、

- ・ 報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じる。
- ・ 出頭を求め、または事業所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。
- ・ 当該職員に関係者に対して質問、必要に応じ、当該事業所利用者からの聴取を行う。

## ☆ 監査後の措置

### (1) 監査結果の通知等

「改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められる事項」

→後日文書により通知。原則として、監査結果通知日から30日以内に、改善状況報告書を提出。

### (2) 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合

→「勧告，命令」，「指定の一部効力停止」 「指定の全部効力停止」  
「指定の取り消し」の行政上の措置



## ☆ 虐待等による行政処分事例

### ・ 埼玉県的事例

サービス種別	就労支援施設
処分内容	指定の一部効力停止（新規利用者受入停止 6 ヶ月および報酬支払額 3 割減額 6 ヶ月）
処分理由	障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 2 号違反（人格尊重義務違反） および同条第 1 項第 10 号違反（障害福祉サービスに関する不当行為）
処分理由の詳細	長期間にわたり，利用者に対して性的虐待行為が行われた。

### ・ 相模原市の事例

サービス種別	共同生活援助
処分内容	指定の一部効力停止（新規利用者受入停止 12 ヶ月）
処分理由	障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 2 号違反（人格尊重義務違反） および同条第 1 項第 9 号違反（その他の法律違反）
処分理由の詳細	複数の従業者が利用者 1 名に対して身体拘束を行っていた。また，虐待防止に関する研修を怠ったほか，虐待を認識した際に市町村へ速やかに通報しなかった。

## ☆ 虐待等による行政処分事例

### ・ 札幌市の事例

サービス種別 就労継続支援 B 型

処分内容 指定の取消し

処分理由 障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 2 号違反（人格尊重義務違反），  
第 5 号（不正請求）及び第 7 号違反（虚偽の答弁等）

処分理由の詳細 代表社員兼当該事業所管理者兼サビ管が利用者 1 名に対し，殴る蹴る等の身体的虐待を行った。また，当該者は別利用者にも身体的虐待を行い，このことに対する改善報告書を提出していたにもかかわらず，その取組を行っていなかった。虐待防止に関する研修を行ったかを聞き取った際，実施している旨虚偽の報告をしていた。ほか，不正請求。

## ☆ 不正請求等による行政処分事例

### ・奈良県の事例

サービス種別 就労継続支援 A 型

処分内容 指定の全部効力停止 6 ヶ月

処分理由 障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号違反（運営基準違反），  
第 5 号（不正請求）及び第 6 号違反（虚偽の報告）

処分理由の詳細 H26.11～H27.3, H27.5～H27.9の間，個別支援計画の作成が適切に行われていないにも関わらず，個別支援計画未作成減算を算定せず，介護報酬を不正に請求，受領。また，監査において，個別支援計画等の提出を求めたところ，上記期間に係る個別支援計画等について，虚偽の書類を提出した。

不正請求額 不明

## ☆ 運営基準違反による行政処分事例

### ・ 札幌市の事例

サービス種別 共同生活援助

処分内容 指定の一部効力停止（報酬支払額の7割への制限6ヶ月）

処分理由 障害者総合支援法第50条第1項第5号違反（不正請求），  
および同条第1項第10号違反（不正又は著しく不当な行為）

処分理由の詳細 個別支援計画を適正に作成，見直しを行わないまま  
サービス提供をしていたにもかかわらず，  
個別支援計画未作成減算を算定しないで訓練等給付費を  
不正に請求。また，実地指導が実施されることを知り，  
個別支援計画を未作成だったものについて日付を遡って  
作成し，あたかも適正に作成していたかのように装い，  
かつ，実地指導中2度にわたり個別支援計画を適正に作成していたと  
虚偽の報告を行った。

返還額 29,319,81,7円（不正請求額20,942,878円 加算額8,376,939円）

## ☆ 運営基準違反による行政処分事例

### ・ 札幌市の事例

サービス種別 放課後等デイサービス

処分内容 指定の取り消し

処分理由 児童福祉法第21条の5の24第1項第3号違反（人員基準違反）、  
第5号違反（不正請求）、第7号違反（虚偽の答弁）  
および第10号違反（不正又は著しく不当な行為）

処分理由の詳細 児発管配置の変更届を提出しているが、当該児発管は1度も出勤したことがなかった。利用実態がないにもかかわらず報酬を請求、児童発達支援管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算を算定せずに報酬請求。監査において、児発管の所在についての質問に対し、虚偽の答弁。無資格者に作成させていた個別支援計画の作成者として、出勤していない児発管の氏名を用いて、署名・押印。

返還額 24,853,492円（不正請求額17,752,590円 加算額7,100,902円）

# まとめ

- 運営指導の際にもお話ししておりますが、自ら提供するサービスの質の評価を行うことで、基準に適さない事項がないか、確認を行うことができます。
- 上司や同僚に気軽に相談のできる、風通しのよい職場は相互チェックやサービスの内容確認に適した環境になります。

